

高萩市 協働のまちづくり指針

平成28年2月

高萩市地域コミュニティ活性化委員会

高萩市

はじめに

地域コミュニティにつきましては、全国的な傾向として、その機能が低下していると言われております。要因としては、高齢化や核家族化の進行、近所付き合いの希薄化、若者世帯の自治会への非加入などが挙げられており、高萩市においても同様の現状にあります。

このような状況のなか、地域コミュニティを活性化する手法として、市民の皆さまをはじめとする地域、団体、企業と行政がしっかりと手を取り合い、考え、行動する「市民協働のまちづくり」の推進が欠かせないものとなっております。

高萩市では平成27年2月に「高萩市協働のまちづくり指針」を策定するため、市民団体の代表等で構成される「高萩市地域コミュニティ活性化委員会」を設置し、検討を重ねてまいりました。

今回策定いたしました「高萩市協働のまちづくり指針」は、高萩市において市民協働のまちづくりを進めていく上での基本的な考え方をまとめたもので、文字どおり高萩市民の皆さまにとって「協働の第一歩」となるものです。

具体的には、各地域において組織されている社会福祉協議会支部、自主防災組織などのような各種目的別の団体、その地域に事務所がある企業や、NPO、ボランティア団体など、地域の様々な団体と地域コミュニティを互いに緩やかに連携する新たな「高萩型地域コミュニティ」を作り、行政と協働を行うためのルールとなるものであります。

今後、この「高萩市協働のまちづくり指針」により、全ての市民がまちづくりに参加し、高萩市の将来像を描きながら活動され、その結果、笑顔と活気にあふれる市になっていくことを期待しています。

結びに、この指針を策定するにあたり貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に対しまして心からお礼を申し上げますとともに、今後とも協働まちづくりに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年2月

高萩市長 小田木 真代

目次

| | |
|-----------------------------|-------|
| 第1章 高萩市民の幸せは・・・ | |
| 1. 1年365日 | ・・・1 |
| 2. 4つの市民の幸せづくり組織 | ・・・1 |
| 3. 地域組織の課題と重要性 | ・・・2 |
| 4. 「高萩型地域コミュニティ」 | ・・・3 |
| 第2章 取り入れよう、市民協働 | |
| 1. 市民の幸せづくりの「新しい形」 | ・・・7 |
| 2. そもそも、「きょうどう」って？ | ・・・7 |
| 3. 協働とか言って、市は何もやらないつもりでしょう？ | ・・・8 |
| 4. 協働仕分け？ | ・・・8 |
| 5. 仕分けて考えよう、生活課題 | ・・・9 |
| 6. 協働仕分けは「市民協働の第1歩」 | ・・・9 |
| 第3章 協働の方法 | |
| 1. 協働のメリット | ・・・10 |
| 2. まず、ルール説明です | ・・・10 |
| 3. お好みの形態（カタチ）を選択してください | ・・・12 |
| 4. それでは、やってみましょう | ・・・15 |
| 第4章 これからすべきこと | |
| 1. 前提条件 | ・・・17 |
| 2. 今後の行政 | ・・・17 |
| 3. そして協働は更に加速する | ・・・18 |
| 4. 市民と行政 | ・・・19 |

用語集

資料編

序章

人はみんな誰もが幸せになりたいのです。

しかし人は独りでは生きていけない“未熟な”生き物です。

だからこそ人は4つの“つながり”を創り、この4つの“つながり”に人の幸せを創る役割を持たせたのです。

「血のつながり」である“血縁”、「周りに住んでいる人たちのつながり」である“地縁”、「好きな事を共に楽しむ人たちのつながり」である“友縁”、「同じ^{なりわい}生業でのつながり」である“職縁”があり、これらは一つとして欠けることが出来ません。

その中の一つ「周りに住んでいる人たちのつながり」こそが、常会や自治会・町内会であり、これは“地域の人たちの幸せを創ること”が目的であり、使命なのです。

これら4つの“つながり”を巧みに強くすることで、“未熟な”動物は“成熟した”社会構造を作り上げていったのです。

役所や役場と呼ばれるものが存在しない江戸時代以前の人たちは、特に「周りに住んでいる人たちのつながり」で地域の人たちの幸せを創ってきました。

その頃の人たちは、地域に住む人たちがお互いに協力し、それでも難しいものは町名主や町奉行といった幕府の役職の人たちに相談し、知恵や技術などを借りたりして、それぞれが助け合って生きていました。

この仕組みはどこか遠い土地や文献だけの内容でなく、高萩市には、松岡藩があり、松岡城があり、城下町があったはずなのです。したがって美しい助け合いが出来ていたと考えられます。

この指針で提案する「協働」という手法は、言うなれば、この美しい助け合いの精神を復活させることであり、「協働」は薄れてしまった「周りに住んでいる人たちのつながり」＝常会や自治会・町内会を強くする手法として注目されています。

「協働」というと“とても難しく、理解しがたいもの”というイメージがあります。

そうではありません。黒船でも何でもありません。

ただ、高萩に昔からあった、古き良き日本の“向こう三軒両隣”を分かりやすく体系化したものが「協働」なのであり、この「協働」の具体的な内容やルールを定めたのが、この「高萩市協働のまちづくり指針」なのです。

この手法が実現すれば、昔のようにお互いの「こころ」が通じ合い、助け合う関係に戻り、高萩市民の幸せをもっと創ることが出来ると思います。

そうすることが出来れば、高萩市は今後の日本をリードする“こころの里”となるのではないのでしょうか。

第1章 高萩市民の幸せは・・・

1. 1年365日

高萩市民の幸せは、家族や市役所だけで創られてきたのでしょうか？

いえ、そうではありません。それは、高萩市民一人ひとりです。

多くの市民が、人知れず市民の幸せのために、地域や団体の中で頑張っていたのです。

雨の日も。風の日も。汗水たらして1年365日。

ただ、子どもや孫の幸せのために。

考えてみてください。高萩市はずっと県北地区の中心的役割を担ってきた歴史があります。

松岡藩以来の行政の中心として。

馬市を核とするにぎわいの中心として。

日本の高度経済成長の原材料を産み出した常磐炭田の南の中心として。

昔から高萩に根差した人たちも、^{つい}終の^{すみか}棲家と幸せな暮らしを求め新しくやってきた人たちも、そういった伝統をみんな誇りにし、もっともっと高萩の地を豊かにしたいという想いによって、今の高萩市は作られているのです。

2. 4つの市民の幸せづくり組織

今まで市民の幸せづくりは、次の4つの組織が担ってきました。

表1 4つの組織

| | 主な団体 |
|-------|--|
| 地域組織 | 常会、自治会、町内会など |
| 目的別組織 | P T A、交通安全母の会、社会福祉協議会、高齢者クラブ、青少年相談員協議会など |
| 法人市民 | 一般企業・事業者、NPOなど |
| 行政 | 高萩市役所 |

これらの組織が相互に協力し合うことで、高萩市民の幸せづくりを行ってきました。

このうち、高萩市は地域組織の動きが鈍くなってしまったため、市民の幸せづくりがうまくいかない部分が出てきてしまいました。そこで今回の協働のまちづくりの指

針では、このうち地域組織と目的別組織に重点を置き、高萩市の新しい時代の幸せづくりを目指します。

3. 地域組織の課題と重要性

なぜ、地域が動きにくくなってしまったのか。

そこで我々コミュニティ活性化委員会では、常会・自治会・町内会といった地域組織でどのような課題があるのかを議論し、次の表のようにまとめました。

表2 コミュニティ活性化委員会における意見のまとめ

| | |
|-------------------------|--|
| ① 高齢化 | 高齢による体力低下などを理由に、活動へ参加しにくくなり、地域組織を抜ける ⇒孤独死・介護の問題 |
| ② 子育ての問題 | 子育て支援、子供会組織の低迷、子供たちが少ない |
| ③ 住環境問題 | バスの増発、大気汚染、草刈りなどの住環境の向上への要望 |
| ④ 安心安全 | 防災、防犯の充実 |
| ⑤ 交流の機会の減少 | 顔を合わせる回数や交流の機会の減少、近所住民の顔と名前が分からない |
| ⑥ 地域組織の中心人材不足 | リーダー及び役員不足 |
| ⑦ 地域組織活動の参加へのメリットや魅力の低下 | 地域組織のメリットと魅力の低下、多忙により活動が面倒に感じる人の増加 |

①～⑦の問題は大枠に分けると、

①～④：生活課題と要望

⑥、⑦：地域組織運営上の支障

に分けられます。

⑤は更に2つに分けられます。

⑤-1：地域内における交流機会の減少

⑤-2：地域組織内での交流機会の減少

図1 地域組織の課題図（悪循環）

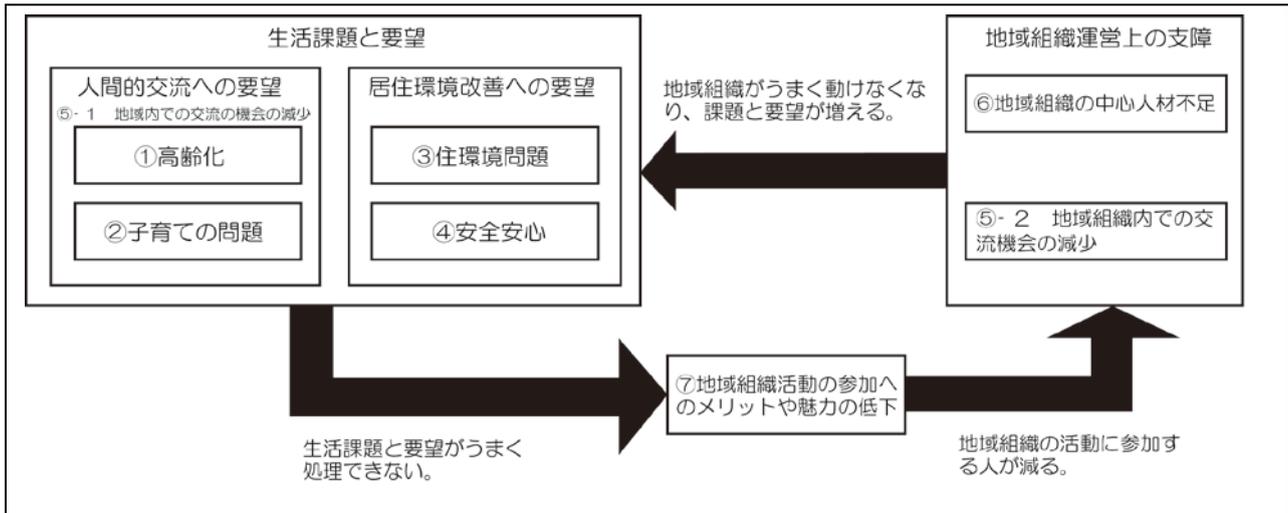


図1は、どれかが悪くなれば、それに応じて他もどんどん悪くなることを示しています。（悪循環）

生活課題のうち、行政で解決出来るものについては、行政サービスを拡大させることによってカバーしていきましたが、人と人との交流についてのことや、具体的な居住環境のことなど、細かい内容の全てを把握し改善することには限界があります。

このような内容になると、地域のこと（例、近所に住んでいる人のことやインフラなどで改善してほしい具体的な箇所）を熟知している地域住民中心でなければ解決が難しくなります。

しかし地域住民も一人では解決が難しいので、住民が集まり、住民の声として行政に届けられる地域組織の存在が重要になります。

また、急激な時代の変化に応じて生活課題と住民の要望はどんどん大きくなってきました。これが大きくなってくればそれに対応して地域組織も強化が求められます。

4. 「高萩型地域コミュニティ」

では、行政からお金を入れれば地域組織は強化出来るのでしょうか。

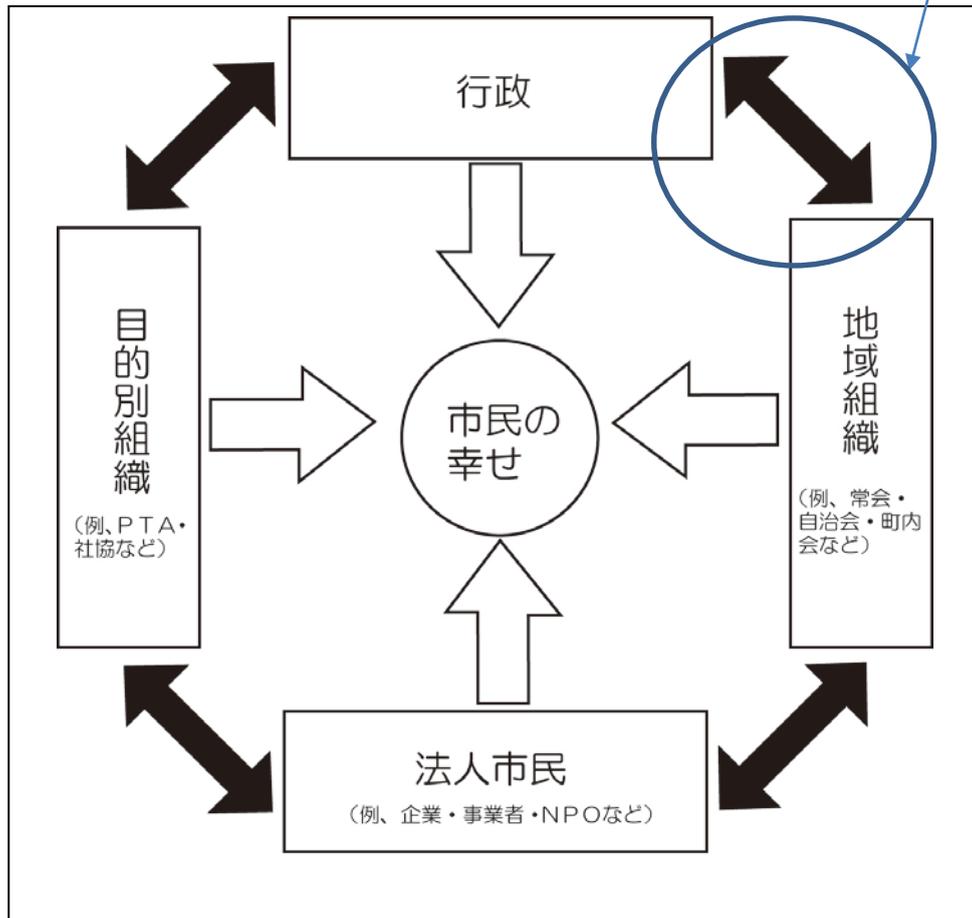
もちろん、地域の生活課題の解決にはお金が必要であり、行政は地域が求めれば必要な分を入れるべきです。

しかし、入れるにしても入れ方が必要です。これらの入れ方を含め、まずきちんとした仕組みとルールが必要です。

さて、表1の4つの組織の関係を整理すると、次の図2のようになります。

図2 4つの組織の相関図

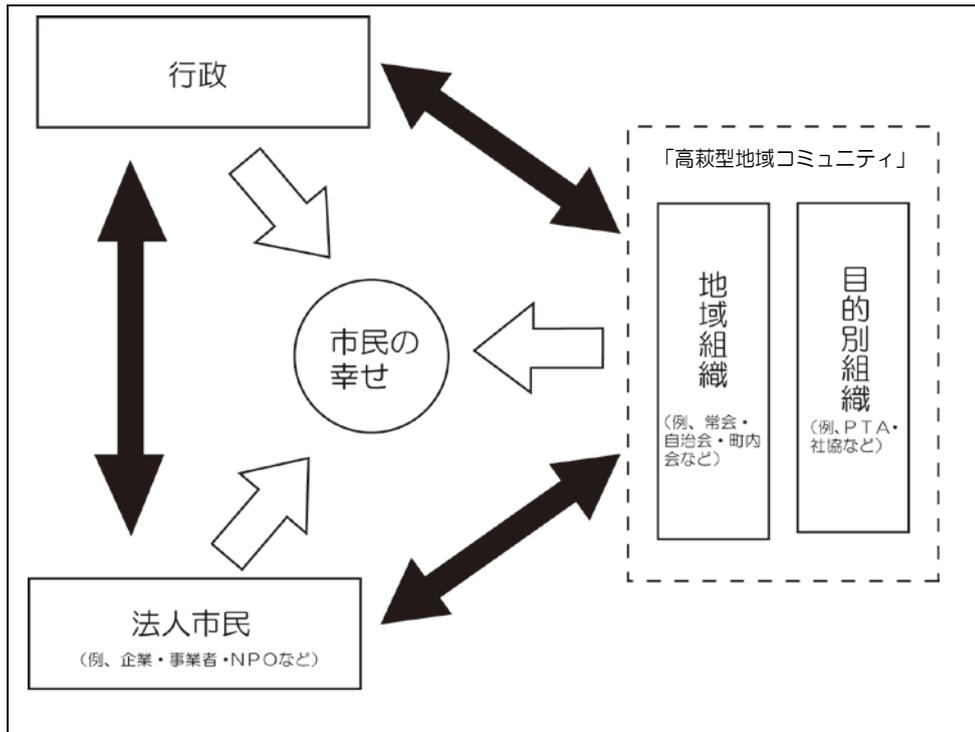
この矢印が弱くなってしまった。



上の図のようにそれぞれが関わり合い、協力し合って市民の幸せを創ってきました。しかし、課題で挙げたように、現在地域組織で課題解決の処理がうまくいかなくなっており、地域組織の強化が必要になっています。

そこで、目的別組織と地域組織の2つの組織でもって、それらが緩やかな連携を持つことが出来るような組織体を構成します。

図3 「高萩型地域コミュニティ」の図



これを、高萩市では「高萩型地域コミュニティ」と名付けます。

これは高萩型であり、他の市町村において呼称される「地域コミュニティ」とは全く違いますし、既存の地域組織や目的別組織を一つの「高萩型地域コミュニティ」に再編するものでもありません。

「高萩型地域コミュニティ」は、いわば地域における生活課題を解決する“場”という概念なのです。

具体的には、範囲内にある地域組織、目的別組織がそれぞれに抱える課題の中で、解決が難しい課題を「高萩型地域コミュニティ」という“場”の中で話し合い、属する全ての地域組織や目的別組織の知識や経験を基に、互いに助け合って解決していく仕組みなのです。

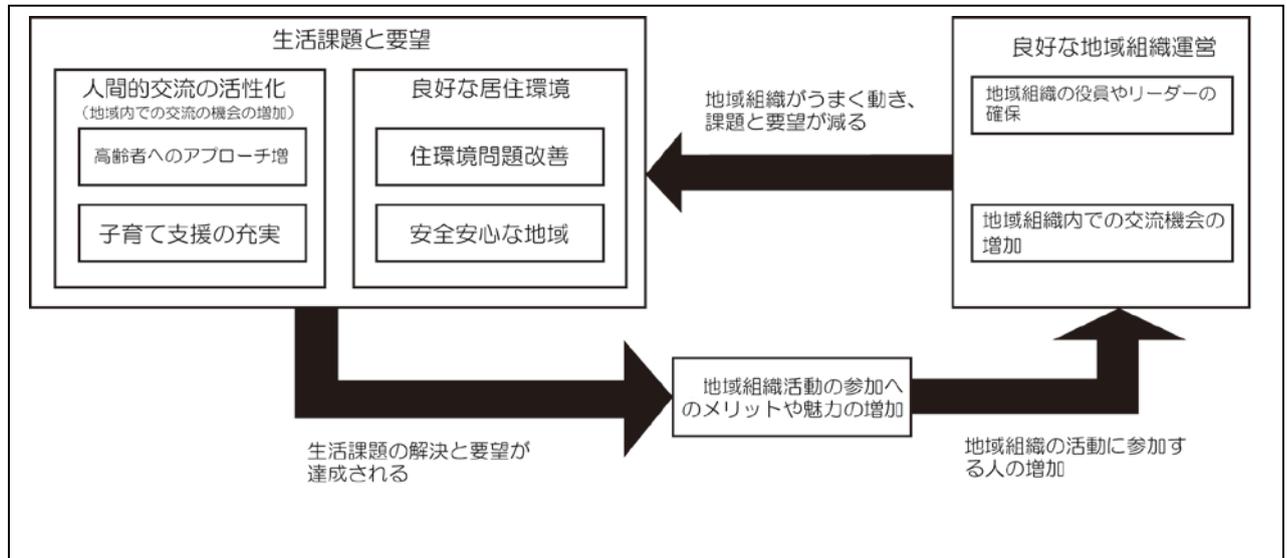
例えるならば、一人で何もかも抱え込んでいる状態を、緩やかなグループを作り、その中のメンバーに相談し、一緒になって解決するイメージです。

このような仕組みにしてしまえさえすれば、単体の地域組織を強化して生活課題の解決をさせるよりも、更に効率よく、効果的に解決出来ると思います。

その中で行政や、同じ地域の中にある法人市民と連携できれば、更に複雑な生活課題の解決も期待出来るのです。

そのようにして生活課題をうまく解決出来れば、次の図4のように、良循環が回り始めます。

図4 地域組織の課題の相関図（良循環）



「高萩型地域コミュニティ」によって、図4の良循環が回れば、地域組織のメリットと魅力が増加するとともに、良好な地域組織運営を促すことが出来るのです。

これで地域組織を強化するための「高萩型地域コミュニティ」という仕組みが出来ました。

次は、図4の良循環を回すために、きちんとしたルールに基づいた方法を定めなければなりません。

この方法の内容とルールを、第2章から説明します。

第2章 取り入れよう、市民協働

1. 市民の幸せづくりの「新しい形」

昭和から平成になり、グローバル化が進み、時代は絶えず変化しています。

刻一刻と変化する社会の波にさらされ、個人や家族だけでは処理仕切れず、不安感、不満感や無力感が増大していく一方で、行政も減少する歳入と人員数では個人一人ひとりに対し、きめ細やかな対応をすることに限界が出てきてしまいました。

このような不安感、不満感や無力感を癒し、回復する存在の必要性はますます大きくなっており、こういった「新しい幸せ」への要望には、今までの幸せの創り方とは異なる方法を考えなければなりません。

そういった新しい時代の幸せを創っていく中心は「高萩型地域コミュニティ」であり、そのために「協働」と呼ばれる、新しい方法を導入します。

協働とは、例えば市民と行政が同じ目標を達成したい、課題を解決したいときに、お互いの力と心を合わせ、それぞれが持っている能力や労働力、専門性などを出し合ってより良い目標達成や課題の解決に向けた取り組みをする方法のことです。特に、市民と行政が協働することを指す言葉が「市民協働」と呼ばれます。

2. そもそも、「きょうどう」って？

一言に「きょうどう」と言っても、「共同」、「協同」、「協働」などさまざまな言葉があります。

・共同…同じ仕事をする人が、仕事や行事をいっしょに行うこと
(例：テレビ番組の共同制作、共同購入など)

・協同…同じ目標に向かっている個人や団体が、力を合わせて物事や仕事をともにすること(例：商工会議所、農業協同組合など)

・協働…違う立場や違う活動を行っている個人や団体が、同じ目的に向かって仕事や事業を行うこと

これらは同じような意味として捉えられがちですが、「協働」については協力して物事に取り組む以外に、全く違う個人や団体がこれまでの垣根を越えて実施することによって新しい可能性が期待されるといった意味の言葉として使われています。

3. 協働とか言って、市は何もやらないつもりでしょう？

そんなことはありません。高萩市の業務を「協働」の名を借りて市民（法人市民も含む）の皆様に丸投げさせるつもりはありません。

協働とは、市民と行政との関わり方が非常に重要で、それについてもさまざまな状況や場合があります。

つまり、協働を行う上で、その状況や場合を具体的にし、お互いの関わり合い方を明確にする必要があるのです。

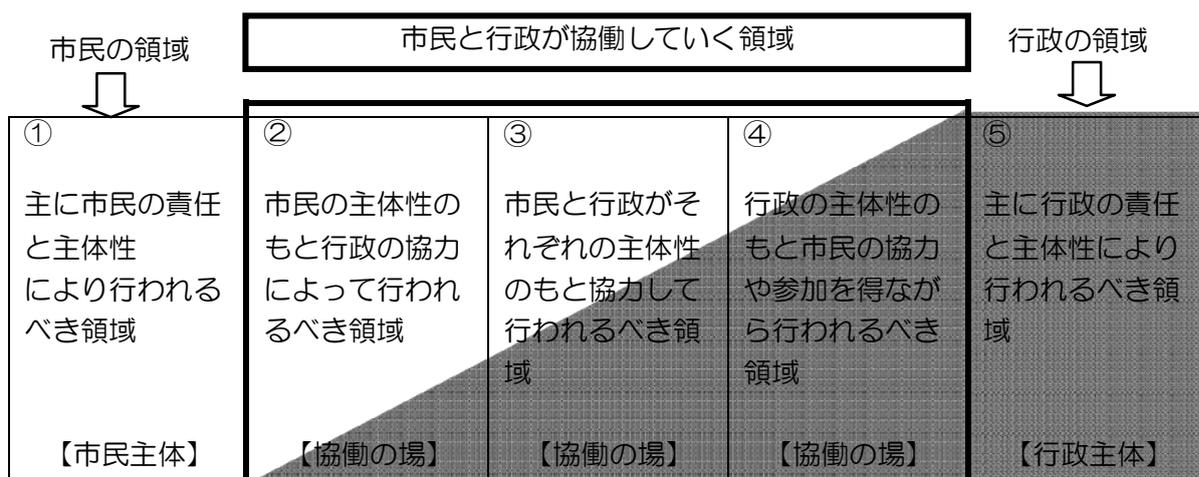
生活課題に対して、何を市がやり、何を「高萩型地域コミュニティ」がやるかを整理することが出来れば、市としても「高萩型地域コミュニティ」にお願いする内容が明確になるので、市の行うべき業務の内容をすっきりさせることが可能になり、必要な政策に全力で取り組むことが出来るのです。

4. 協働仕分け？

しかし、行政と「高萩型地域コミュニティ」との関わり合いを明確にするためには、数ある市民の生活課題を、内容に応じてある程度の範囲できちんと仕分ける必要があります。

整理して仕分けると、それぞれの生活課題はおおまかに次の領域図のいずれかに属することになり、この領域に基づいて、行政と市民を始め「高萩型地域コミュニティ」がどのぐらい関わり合い、協力していくか知ることが出来ます。仕分けた領域図は「生活課題の領域」であると同時に「協働の領域」でもあるのです。

図5 協働仕分けの領域図



5. 仕分けて考えよう、生活課題

図5の⑤のように、市民の生活課題に対して、行政が責任を持たなければならない領域（市道を造るなど）では、今まで通りきちんと高萩市が責任を持って取り組みます。

しかし生活課題の中にも、「高萩型地域コミュニティ」で行う方が無理や無駄なく、かつ効果的に行えてしまうものがあります。それぞれ内容によって、図5の①～④に該当します。

「高萩型地域コミュニティ」と市と一緒に協力し合いながら解決するものについては、その内容によって②～④の領域に該当します。

しかし、「高萩型地域コミュニティ」などが単独で行う方が、市に依頼するよりも手っ取り早く解決出来てしまうものは、①の領域になります。

6. 協働仕分けは「市民協働の第1歩」

今まで高萩市は図5の①～⑤のほぼ全てを行政主体で行って来ました。しかし、高萩市内のそれぞれの地域の特性をうまく把握出来ないことがあったため、場合によっては無駄な時間とカネをかけてしまったものもありました。

今回このように市民の生活課題を仕分けることによって、課題解決の主体や目的が明確化し、課題解決のための時間やカネの無駄がなくなります。

この領域を確定させ、行政と「高萩型地域コミュニティ」との関わり合いを明確化することが、市民協働の第1歩であり、協働を通じて行政と「高萩型地域コミュニティ」を繋ぐことが出来れば、お互いに生活課題の解決に向けて合意し、協力し合い、助け合いながら効果的に進めることが可能になります。

次の章からは、生活課題の解決のために「協働」という方法を用いた具体的な進め方について説明します。

第3章 協働の方法

1. 協働のメリット

前章まで「高萩型地域コミュニティ」が「協働」という手法を用いるための事に重点を置いて説明してきましたが、「協働」という方法は、何も「高萩型地域コミュニティ」だけが用いるものではありません。それは今まで高萩市の幸せを創ってきた表1における4つの組織にも用いることが出来るのです。

「高萩型地域コミュニティ」に限らず、これらが相互に「協働」をすることで、それぞれの分野で様々なメリットを受けることが出来ます。

表3 協働のメリット図

| 組 織 | メ リ ッ ト |
|---------|--|
| 地 域 組 織 | 地域の課題などについて協働で取り組むことにより、地域の組織強化や市民間の交流につながります。 |
| 目的別組織 | これまで団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを生かすことによって、より良いまちづくりを実現することが出来ます。また、協働を通して得た経験やつながりを自分たちの活動に取り入れることによって成長し、組織を拡大することが出来ます。 |
| 法人市民 | それぞれが持つ独自の専門性やノウハウを生かすことより、より良いまちづくりを実現することが出来ます。また、協働事業を通してイメージアップが図れるとともに、地域との間に良好かつ充実した関係を築くことが出来ます。 |
| 行 政 | これまでのような行政主体のまちづくりから「市民協働のまちづくり」へ移行することにより、柔軟かつきめの細かい対応が出来るようになり、より良い地域社会の実現が可能になります。 また、協働を行うことによって市の人的資源や事業者、団体が持っている専門性をまちづくりに総合的かつ効果的に生かすことが出来ます。 |

「高萩型地域コミュニティ」はそれ自体が協働の担い手ですが、このうち地域組織、目的別組織の協働を円滑に進めるための存在でもあります。

これらの組織体に加え、協働は市民個人でもすることが出来ます。

市民はまちづくりの「主役」であり、これまでに蓄積してきた知識や能力をまちづくりのために発揮することによって、高萩市で生きている実感を持ち、幸せを感じる事が出来るのです。

2. まず、ルール説明です

協働には7つのルールがあります。

これら7つのルールを守ることは、協働を行う上で絶対に必要であり、これが欠けてしまうと協働がうまくいかなくなる恐れがあります。

(1) 「対等」

協力的な協働の輪を構築するためには、上下・依存関係を持たない、対等な立場で取り組むことが求められます。例えば、行政と市民は対等であり、行政が市民に対し高圧的な対応をしたり、逆に市民が行政に対して地域のことでなく私利私欲のために無理難題を押し付けることは、協働のルール違反と云うことで

す。
これは市民と行政だけでなく、いろいろな立場の間であっても言えることです。

また、すべての協働事業は事業完了まで対等な立場を維持しながら行うことが基本となります。

(2) 「自立」

協働ではそれぞれが自立した存在であり、相手を尊重して認めます。

そこには老若男女、場所、社会的背景は問われません。

また、それぞれが責任を持ち、主体的に取り組むことが求められます。

(3) 「自主性尊重」

お互いの活動をきちんと認めましょう。相手を顧みずに頭から全否定することではなく、相手を尊敬、尊重することが求められます。相手の気持ちに素直に耳を傾け、思いやりの気持ちを持って取り組むとともに、協働事業を通じてお互いの信頼関係を構築します。

(4) 「相互補完」

この人はパソコンがすごいけど、業務用プリンターは私が持っているから、原稿を作ってもらって代わりに私はきれいに印刷しようなど、それぞれの個人、団体が持つ長所を生かし合い、相手の足りない部分を補いながら取り組むようにします。

相互補完によって単独で行うよりも幅の広い、質の高い事業が可能となります。

(5) 「役割分担」

それぞれが持てる力を最大限に発揮出来るよう、役割を分担し「適材適所」の環境をつくります。役割分担によって責任所在を明確にするとともに、作業の効率化

を図ることが出来ます。

(6) 「透明性の確保・目的共有」

協働事業に関わるすべての人が同じ目的を共有するとともに、協働事業の実施に至るまでの過程や活動に必要な情報のすべてが公開されるよう、開かれた状態で取り組むことが大切です。

(7) 「総括」

最後だけ振り返るのではなく、進行途中でも置かれている状況や立場をきちんと確認しながら取り組むことが大切です。

また、事業完了後は実施した協働の取り組み内容を評価・分析して次のステップに生かすように努めます。

3. お好みの形態（カタチ）を選択してください

市民協働にはいくつかの形態（カタチ）があり、大きく7つに区分出来ます。まずは、自らの思いが形になるための市民協働のカタチを選んで実施しましょう。

(1) 情報の提供・交換・発信

市民や行政、市民団体等が持っている情報を日常的に提供・交換・発信することにより他の活動内容や同じ仲間を知る手段となるもので、協働を始める「きっかけ」となるもの

(2) 共催

複数の個人・団体が同じ目的や目標の達成のために行動をともにし、事業の企画立案、開催・運営等を行うもの

(3) 事業協力

それぞれの特性を生かした役割分担を決め、関係を保ちながら一定期間継続的に協力して事業を行うもの

(4) 政策提言

事業や計画の検討について広く意見・提言を求めることであり、地域に密着した活動や専門的な意見、提案を取り入れることによってより良い課題の解決または政

策の決定などに生かすもの

(5) 委託

本来行うべき事業に対してパートナーの優れた専門性に委ね、定められた契約のもとに実施するもの

(6) 補助・助成

目的が公益的で行政が政策目的としているものに対して市民や団体等が実施する場合、主に資金的・物質的な補助を行うもの

(7) 後援

後援の際における名義使用の許可など、おもに事業を実施する団体の目的が市や団体と合致した場合に名義の使用を認め、事業を支援するもの

表4 それぞれのメリットと注意点

| 協働の形態 | メリット | 注意点 |
|-------------|---|--|
| 情報の提供・交換・発信 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な発信で情報を伝えられる 互いの状況を確認出来る 情報交換から協働が始まる | <ul style="list-style-type: none"> 情報がニーズのある場所へ正確に届くことを心掛ける 一方的な情報提供とならないよう注意する |
| | (例) 市報たかはぎ、市・団体等ホームページ、会報など | |
| 共 催 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者の市民意識が高まる 互いの専門性が発揮出来る 協働を通して交流が行われる | <ul style="list-style-type: none"> 責任所在・経費負担等を明確にする 共催を行うための組織、環境づくりを整えておく |
| | (例) 市で行われる各種イベント・演奏会・講演会など | |
| 事 業 協 力 | <ul style="list-style-type: none"> 得意分野を相互で協力することにより、高度な事業が可能となる 特定分野で一定期間の連携が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 日頃より連携・協力体制を整えておく |
| | (例) 出前講座、市内学校との事業協力(講座)など | |
| 政 策 提 言 | <ul style="list-style-type: none"> 広く意見を求めることが出来る 直接意見を述べる事が出来る 内容を広く知らせる機会となる | <ul style="list-style-type: none"> 提言・提案については真摯に受け止め、内容について十分に協議・検討する |
| | (例) 市民の声、パブリックコメント制度など | |
| 委 託 | <ul style="list-style-type: none"> 委託先の専門性を生かすことが出来る より高度なサービスを提供出来る | <ul style="list-style-type: none"> 上下関係にならないよう注意する 「丸投げ」にならないよう協議を重ね、委託先の専門性を生かす |
| | (例) 各種業務委託、指定管理者制度など | |
| 補 助 ・ 助 成 | <ul style="list-style-type: none"> 資金的・物資的支援によって団体の育成・発展が期待出来る | <ul style="list-style-type: none"> 事業完了後は対象事業の評価を行い、公益性や事業の費用対効果などを確認する |
| | (例) 補助金、交付金、負担金など | |
| 後 援 | <ul style="list-style-type: none"> 他の団体から賛同を得て後援を受けることにより、社会的信用を得ることが出来る | <ul style="list-style-type: none"> 単なる「名義貸し」にならないよう注意する |
| | (例) 市で行われる各種イベント・演奏会・講演会など | |

4. それでは、やってみましょう

ルールを確認し、好きな形態を選んだところで、実際にやってみましょう。

生活課題は、自分たちの幸せへ行く道の上にある“壁”です。

これ乗り越え、自分や周りの皆さんの生活課題を解決に導くためには、さまざまな理想と現実のギャップがあります。

ギャップを埋め、全員を納得させ、皆で一つになって“壁”を乗り越えていきましょう。

(1) 決める。(計画・企画)

・越えるべき“壁”を見定める。(生活課題の量と質を見極める)

まず、自分たちが抱える生活課題について、きちんと確認しましょう。生活課題の内容により、図5からどの範囲にあたるか、自分たちだけで出来るのか、出来なければどのような相手と協働すべきかなどにより、今後の方向性が変わってきます。

・壁の形や何で出来ているかを調べる。(情報を収集する)

目的の達成に必要な情報を集めましょう。同じ目的を持った仲間や団体がいる場合は情報を交換し、協働の可能性を探っていくことが大切です。

・情報をもとに、登り方を決める。(事業計画を決める)

事業の計画を行いましょう。協働で実施する場合はどのような協働の形態(共催、事業協力、委託など)が適しているかを判断し、決定します。

(2) 準備する。(内容確認・意思統一)

・共に登る仲間を決める。(協働の相手を決める)

協働の相手を決定しましょう。問題が多岐にわたる場合や専門的な知識を外部に求める場合、協働によって事業の幅が広がります。また、協働に至るまでのプロセスは必ず明確にするとともに、透明性・公開性を持たせる必要があります。

・仲間に登り方を説明する。(事業内容の確認、意思統一、合意形成を図る)

相互理解・合意形成を図りましょう。事業そのものがあいまいにならないよう、共通の目的意識や事業の期間、経費負担の割合、責任所在等をきちんと決定することが大切です。

・途中で見捨てないことを確認する。(パートナーシップを結ぶ)

合意形成をした内容を明文化し、パートナーシップ(協定・契約など)を結びましょう。

このことによって正式に協働事業をスタートさせます。

(3) 登る。(実施・行動)

- 余計なところに足をかけない。(計画に沿って行動する)

合意形成のもとに決定された役割に対して責任を持ち、計画に沿って取り組みましょう。

また、協働事業に関わる人すべての個人・団体が事業スケジュールや進行状況を把握することが大切です。

- 落下しそうな場所を見つけたら、すぐに知らせる。(情報共有・情報交換)

必要な情報はすべての個人・団体に共有しましょう。情報が共有されないと、組織としての機能が果たされにくくなります。情報を共有・交換出来る体制の整備を心掛けましょう。

- みんなと協力し、絶対登りきる。(協働事業を達成させる)

共通の目的をきちんと達成しましょう。また、目的を達成することで成長出来るように努めましょう。

(4) 反省する。(評価・見直し)

- どれくらい登るのに時間がかかったか。(協働事業の評価)

協働事業の結果について評価を行いましょう。評価については予算や費用対効果、目標達成の度合いなど評価項目や基準を設け、それに基づいて分析、評価しましょう。

- 失敗から目をそむけない。(見直しを行い、次の協働事業に生かす)

評価の結果を判断材料として改善点を見出し、得られた反省点や改善点については、次の協働事業に生かしましょう。

- 登り方を、他のみんなにも教えよう。(透明性を確保し、公開性を持たせる)

協働事業におけるこれまでの内容や目的・結果を明らかにし、事業の透明性を確保しましょう。

第4章 これからすべきこと

1. 前提条件

常会などの地縁組織を活性化し、進めていくうえで、最も欠かせない存在が「市民」です。

今回の指針での取組みを進める上で、前提条件があります。

それは市民の皆さんの今までの頑張りに、次の3点の意識を加えていただきたいのです。

- 私たちがこのまちをつくる。
- 地域や人との「関わり・つながり」を大切にする。
- まずは出来ることからやる。

今必死になって頑張っている方も、地域組織活動にメリットを感じない方も、やりたくても続けられなくなってしまった人も、もう一度この意識を感じていただき、積極的に取り組んでいただきたいのです。

もちろん行政にも、この意識は持ってもらわなければなりません。

2. 今後の行政

これまで努力されてこられた市民の皆様に対し、協働のメリットを感じていただき、行っていただく上で、行政も努力が求められます。

よって、市民協働の体制を推進させるべく、次の事に力を入れていきます。

(1) 庁内プロジェクトチームの設置

庁内横断的な組織（プロジェクトチーム）を設置し、まず「協働」についてチームメンバーでしっかりと研修を行った後、各部課の地域との今までの関わり合いを整理し、図5のように協働の仕分けをし、市全体の地域関連施策の費用の使い方等を見直していきます。

その中で縦割り行政を改め、「高萩型地域コミュニティ」との協働の窓口を一本化するために必要な検討を行い、準備を整え、市民協働課（仮称）の設置を目指していきます。

(2) モデル地区の選定

「高萩型地域コミュニティ」を創るに当たり、高萩市内にある地区の中から、協働の手法を使うことにより、地域における生活課題がうまく解決出来るか検証するため

のモデル地区を選定すると共に、「高萩型地域コミュニティ」の範囲を確定するための検討を行います。

(3) コミュニティワーク研修の実施

各職員の地域への対応能力を向上させ、「高萩型地域コミュニティ」にスムーズに入っていけるよう職員向けコミュニティワーク研修を継続的に実施していきます。

(4) 地区担当職員制度の調査研究、実現

他の市町村で先行して取り組んでいる地区担当職員制度を調査研究し、高萩市に合った制度の導入を目指します。

3. そして協働は更に加速する

これで市民側に「高萩型地域コミュニティ」が、行政側には「市民協働課（仮称）」が出来ました。

役者と土俵がそろったので、一気に協働を加速出来るよう、更に以下の内容に取り組みます。

(1) 「地域コミュニティ」対象の提案型協働事業制度

「高萩型地域コミュニティ」が「市民協働課（仮称）」やその他の市長部局に対し、生活課題解決するための政策を提案出来る仕組みを構築します。

(2) コミュニティ活動交流集会の開催（年1回）

コミュニティ活動活性化委員会（仮）の主催により年一回交流事業を実施します。

これは各地域における「高萩型地域コミュニティ」の発表者が他の「高萩型地域コミュニティ」に対して、自分達が行ってきた協働の成果を大いに披露していただき、全体で共有するものです。

(3) 地域コミュニティ活性化戦略の基礎データ整理

「市民協働課（仮称）」において、毎年、市の各部局と地域の関わり合いをチェックし、地域における基礎データを整理、管理します。

これを各部局の政策において、地域に対する共通認識を持てるようにするためのものです。

(4) 指針の定期的な検証と見直し

指針の内容については定期的に「見直し」を行うものとし、社会情勢や地域情勢の変化にともない柔軟に変化させます。

4. 市民と行政

市民と行政が互いに手を取り合い、ともに歩む「市民協働のまちづくり」を構築していくためには次の役割が求められます。

(1) 私たちの持っている「力」と「心」を合わせましょう

協働を行う際はそれぞれが持っている力を出し合うとともに、お互いの「心」も合わせて取り組むことが大切です。

心を合わせることによってお互いの意図や必要な情報を共有し、気持ち良く仕事が出来ると関係を築きましょう。

また、協働事業が終わった後も良い関係を保ち、必要な時に協力出来る体制を整えておくことも心掛けましょう。

(2) アンテナ高く～日頃から情報の収集・提供・交換をしましょう

同じ考え方や目標を持つ相手を見つけたら、情報交換を重ね、協働の可能性を探しましょう。新聞、インターネットや広報紙などから情報を収集し、市の状況や同じ目的の仲間がどのような活動に取り組んでいるかなどを知ることが必要です。

(3) 高萩市における「協働の土壌」を育てていきましょう

高萩市において「協働」という考え方が広まっているとは言い難く、これからじっくりと育み、深めていかなければなりません。

そのためには、協働事業を実施し、回数を重ねることによって徐々に協働の輪を広げていくとともに、協働の担い手となる人材を育成し、市民全体の意識を高め、一步一步「協働の土壌」を育てていくことが求められます。

(4) 協働を通じて幸せをつかみましょう

最後に、協働を通じて「みんなが幸せになる」ことが大切です。人や地域がつながり、心を通わせながら高萩の地で豊かな人生を送っていくためにも、今後私たち市民一人ひとりが市民協働を意識して取り組むことが求められます。

用語集

4 つ の 縁：血縁・地縁・友縁・職縁の4つを指す。

血 縁：血のつながりによる関係（例、家族、親戚など）

地 縁：その地域に住んでいることによる関係（例、常会、町内会など）

友 縁：同じ価値観、同じ目的により集まった関係（例、同好会、協議会、市民団体など）

職 縁：仕事上の関係（例、企業、法人など）

松 岡 藩：江戸時代に常陸国の北部に存在した藩。藩の中心は下手綱にあった松岡城であった。

馬 市：明治から昭和40年代まで高萩で開催されていた馬のせり市。大変にぎわっていた。

常 磐 炭 田：北は福島県楢葉町付近、南は日立市十王町付近までの太平洋側にある、日本を代表した一大炭田地帯のひとつ。平成19年に経済産業省が旧炭田地域内にある遺構のいくつかを、「近代化産業遺産群33」の1項目「京浜工業地帯の重工業化と地域の経済発展を支えた常磐地域の鉱工業の歩みを物語る近代化産業遺産群」の構成遺産として指定している。

コミュニティ：同じ地域に住み、共属感情を持った集まりのこと。（詳細は資料編参照）

地 域 組 織：地縁を持った人々の集団。（詳細は資料編参照）

常 会：地域組織の一つの単位。高萩市では主に連絡員として行政とつながりがある。（詳細は資料編参照）

自 治 会：地域組織の一つの単位。高萩市内の地域のよっては常会の上部組織であるところもある。（詳細は資料編参照）

町 内 会：地域組織の一つの単位。（詳細は資料編参照）

目的別組織：友縁を持った人々の集団。（詳細は資料編参照）

地域コミュニティ：コミュニティのうち、地域組織を指す。実は「自治会・町内会・常会」をも意味する。（詳細は資料編参照）

パブリックコメント制度：公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）に、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続きのこと。

プロジェクトチーム：企業において新規事業を始めたり、新製品の開発を行う場合に、この目的を実現させるプロジェクトのために臨時で組織される集団のこと。

この場合、コミュニティ活性化という目的を実現させるために市役所職員の中から臨時で組織される。

コミュニティワーク研修：地域コミュニティについて行う、ワークショップ型研修。ワークショップとは一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする手法。

資料編

資料編目次

| | |
|---------------------------|--------------|
| § 1 コミュニティの定義 | ・・・・・・・・・・ 1 |
| § 2 「コミュニティ」～歴史と今～ | ・・・・・・・・・・ 4 |
| § 3 高萩市地域コミュニティ活性化委員会設置要項 | ・・・・・・・・・・ 7 |
| § 4 高萩市協働のまちづくり指針策定までの経過 | ・・・・・・・・・・ 8 |
| § 5 高萩市地域コミュニティ活性化委員会名簿 | ・・・・・・・・・・ 9 |

§ 1 コミュニティの定義

1. 前提として

「高萩型地域コミュニティ」という言葉で、新しい高萩の地域を担う組織体について説明しましたが、「コミュニティ」＝「常会・自治会・町内会」という認識がある方は、この指針は「コミュニティ」≠「常会・自治会・町内会」ということを言いたいのか？と疑問に思う方もいるかもしれません。

結論から言うと「コミュニティ」≠「常会・自治会・町内会」ですが、今の日本においては「コミュニティ」＝「常会・自治会・町内会」になっているのも現状です。

詳しく説明します。

2. コミュニティって、何語？

もちろん英語ですが、元から英語の中にあっただけではありません。

語源はラテン語の「munus」（ムヌス）という単語です。

意味は「責務、義務、仕事、成果」などです。

そこに「共に」という意味の com-という接頭語をつければ「communitas」（コミュニタス）という単語が出来上がり、「共通の責務・義務・仕事・成果・価値観」などという意味になります。ここまでくれば「community」（コミュニティ）という言葉の形に非常に近くなり、分かりやすくなると思います。

つまり、コミュニティという言葉は本来、「共通の責務を果たす」「共通の仕事を行う」「共通の成果」という意味を持ち、このことは「自分たちの町は自分たちで創る。（共通の責務）その心意気でみなが応分の貢献をする（共通の仕事を行う）ことで、支え合いと活気のあるコミュニティが出来る。（共通の成果）」という、内閣府が議論を取りまとめて発表した「新しい公共宣言」の一文の中のとおり、コミュニティにはそもそも自治的な本質があるのです。

3. 要するに？

しかしそれは語源の話であって、コミュニティという言葉の説明にはなりません。

それでは、コミュニティという言葉を使いだした欧米文化圏の人はどう捉えているのでしょうか。

欧米文化圏の考えを訳した広辞苑には「一定地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。」ということが書かれています。

ここでの「共属」という言葉は「communitas」（コミュニタス）、つまり「同じ課題、共有の仕事、同じ価値観を持っている」を指しています。

つまりコミュニティは「一定地域に住み、同じ課題、共有の仕事、同じ価値観を持っている集団」という意味です。

この「同じ課題、共有の仕事、同じ価値観」という意味を持ってさえすれば良いので、この時点で常会等の地域組織に限定する単語ではないことが分かります。

例を挙げるならば、福祉の分野に関して「同じ責務・仕事を持った」団体であれば、それは

「福祉コミュニティ」と呼ばれます。日本で「福祉コミュニティ」担う組織は社会福祉協議会で
す。

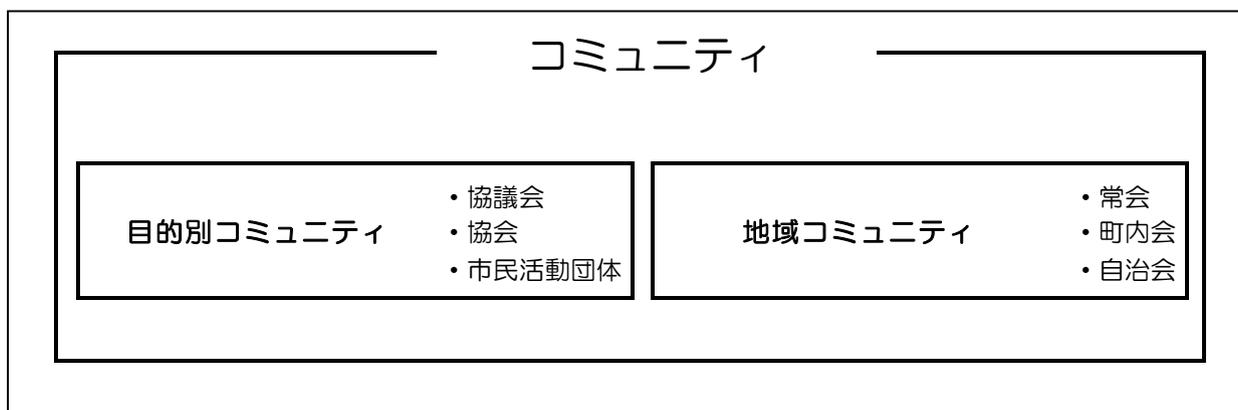
「常会・自治会・町内会」＝「コミュニティ」という感覚からすると、「社会福祉協議会」＝
「コミュニティ」に結びつけることはなかなか難しいと思います。

これらのように目的別に組織した団体は「目的別コミュニティ」と呼ばれます。

これが地域課題解決という同じ責務・仕事を持った団体ならば「地域コミュニティ」という使
い方になり、常会・自治会・町内会は本来「コミュニティ」に「地域」という言葉を加えた「地
域コミュニティ」という形にしなければ説明が出来ないのです。

つまり常会・自治会・町内会だけでなく、「コミュニティ」という単語は、常会等の地域組織
だけではなく「目的別組織」や「市民活動団体」などにも**本来使われなければならない**のです。

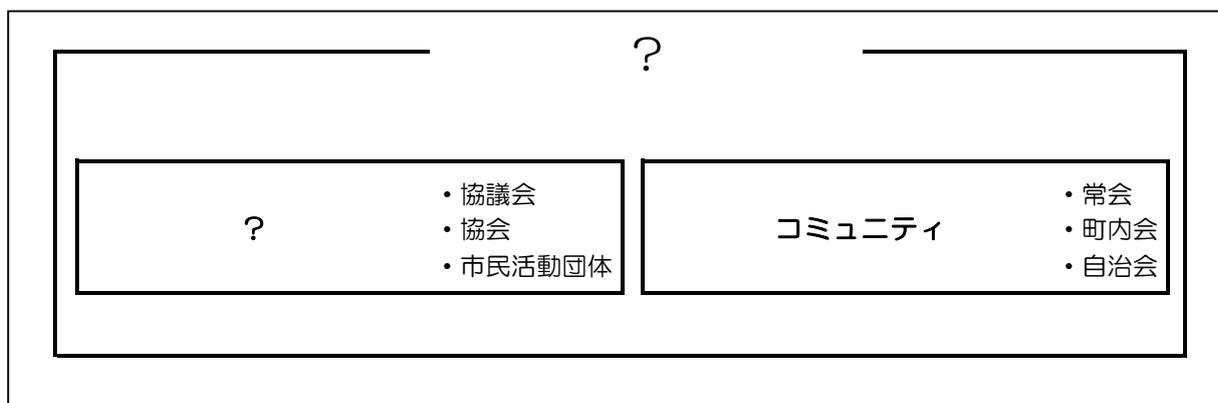
第1章で記述した市民の幸せづくりの4つの組織のうち「地域組織」と「目的別組織」は、実
は「地域コミュニティ」と「目的別コミュニティ」であり、これら2つ合わせて「コミュニティ」
と呼ばれるのです。



4. どうしてこうなった

昭和44年の国民生活審議会報告で使われる際に、「コミュニティ」を「地域コミュニティ」
の意味で充ててしまったため、日本人は「コミュニティ」という単語を、しばらく「地域コミュ
ニティ」という意味で使っていくことになります。

これにより、目的別団体や市民活動団体は「コミュニティ」の意味を失ってしまいます。



そこで「連合、提携、協会」という意味を持つ「アソシエーション」という言葉を当て、区別せざるを得なくなりました。

アソシエーションの語源は、やはりラテン語の「socius（ソキウス）」で、意味は「友、分かち合う、結びつけられた」という意味です。

「ad(～へ)」という接頭語をつけると、「associō（アソキオ）」で、そこから英語の「associate（アソシエイト）」に派生し、「仲間（友に）になる、交際する」という意味になります。

それを名詞化する接尾語「-tion」を付ければ、「association（アソシエーション）」となり、4つの縁でいうところの友縁組織という意味がはっきり分かります。

| | |
|--|---|
| <p>アソシエーション</p> <ul style="list-style-type: none">・協議会・協会・市民活動団体 | <p>コミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none">・常会・町内会・自治会 |
|--|---|

このことが今の日本において「コミュニティ」＝「常会・自治会・町内会」になってしまった原因であります。

§ 2 「コミュニティ」～歴史と今～

1. 日本におけるコミュニティ①（1940～1950年代）

日本では昭和15年（1940年）に内務省の「部落会町内会等整備要領」により、各地に町内会などの組織が法的に整備されました。

町内会や部落会は時折「常会」と呼ばれる定期的な会合を開くことを推奨され、それはもちろん住民自治や課題解決のためという側面もありましたが、あくまでそれはおまけであり、本当の目的は国の意思を住民レベルまで効果的に行うために組織し、「町内会の常会＝町内常会」や「部落会の常会＝部落常会」を通じて伝えられるような体制を構築するためであったのです。

こういった背景から、昭和22年（1947年）、GHQは町内会などの地域組織の廃止・解散を命じました。

昭和27年（1952年）のサンフランシスコ講和条約により日本の主権が回復し、町内会などの地域組織は再組織することが出来るようになり、全国各地で組織されていくことになったのです。

先の反省を生かし、町内会などの地縁組織は行政組織の末端ではないことが、法的に強調されています。（地方自治法第260条の2）

また、町内会や部落会と区別するために、「自治会」という新しい看板を使った地域もありますが、本質的には町内会と同じです。

なお、常会の語源は戦前の「町内常会、部落常会」であり、これが単独で町内会などを指す「常会」という単語になりました。

高萩市においては、常会や自治会・町内会の間に上下関係や行政との連携の有無などがあるかもしれませんが、これらは地域に根差した「地域コミュニティ」であることには変わりはありません。

2. 日本におけるコミュニティ②（1960～1980年代）

1960年代の日本は高度経済成長期になりました。この過程で都市部への急速な人口集中により、様々な問題が起こってきていました。

地域から人がどんどん減り、地域における絆がどんどん薄くなり、地域を支える基盤が弱くなっていってしまいました。

このことを踏まえ、昭和44年（1969年）に国民生活審議会報告「コミュニティー—生活の場における人間性の回復—」がまとめられました。

これは、高度経済成長で変化したライフスタイルにより、人間交流が低下し、人間性が失われつつあるとしました。

地域はその失った人間性を癒し、回復する場であるとし、そのためには旧態依然の常会や町内会では受けきれない生活課題の要望について、新しく「コミュニティ」を設立し、新しい生活課題に応え、住民の豊かな生活を送れるようにするというものです。

これを受けて自治省（現総務省）は昭和45年（1970年）に「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」を定め、各都道府県に通知するという政策を行いました。

この政策を元に、各地方公共団体は様々な地域コミュニティの絆強化の政策を実施させていったのです。

3. 日本におけるコミュニティ③（1990年代～）

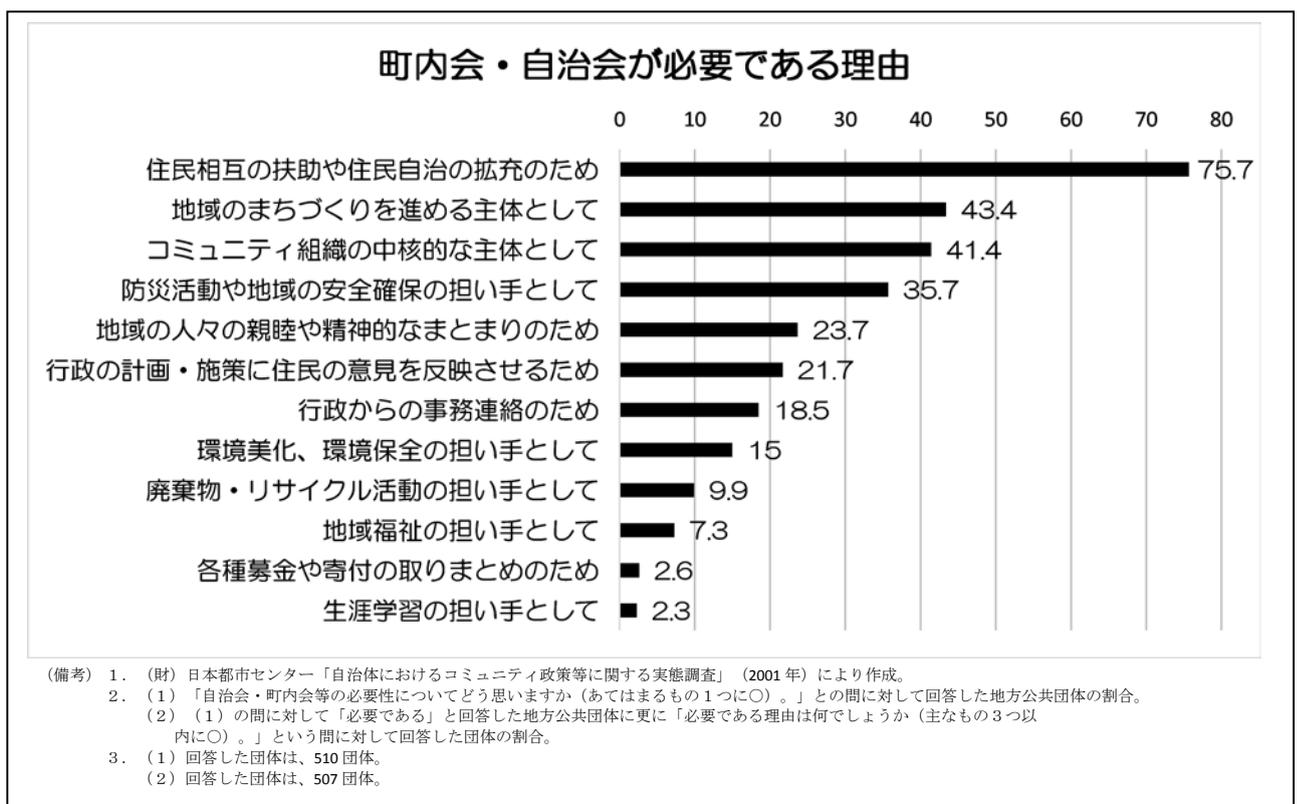
1990年代の日本はバブル経済が崩壊したことにより、国や地方公共団体も軒並み財政的な限界を迎えており、割くべき支出と人数を減少せざるを得なく、従来のような行政運営方法が困難になりつつありました。

その中で平成7年（1995年）に起きた阪神・淡路大震災により、地域のつながり、助け合いを含めた地域コミュニティの機能・役割の重要性を認識させる大きなきっかけとなったのです。

こういった教訓から、自分たちの安全は行政に任せず、自分たちの身は自分たちで守るという意識が出てきました。

高萩市においても、自主防災組織が多数設立されてきており、この「自分たちの身は自分たちで守る」という、コミュニティ活性化において重要な意識が市民に根付きつつあります。

これは、「communitas」（コムニタス）の中にある、「自分たちの町は自分たちで創る」という意識の下で活動し、地域みんなで幸せになることを目標にする。」ということであり、地域のつながりや助け合いによる地域や団体などの「コミュニティ」が果たす効果を期待している高萩市民が多くなってきたことの現れではないかと思えます。



地方自治体も、このような「コミュニティ」の必要性を実感し、後押しする考えが出てきています。「平成16年度国民生活白書」(内閣府)に、地域組織である町内会・自治会の必要性について、全国の地方自治体にアンケートを行いました。

住民自治を拡充する、地域のまちづくりを進めるといった項目が多数に上がっています。

こういった背景をもとに、全国の市町村は各地で様々なコミュニティ政策を展開しているのです。

4. これまでの高萩市

では高萩市はどのようなコミュニティの絆強化のための政策を行ってきたのでしょうか。

1960年～1970年代の高萩市は、高度経済成長と時を同じくして炭鉱閉山を迎え、人口流出への対策が喫緊の課題となっていました。

このため当時の高萩市は、花貴ダム建設を基盤として工業団地の造成を図ることで雇用を発生させ、人口増加を目指すことを重要視していました。つまり人口流出を防ぐためだけの政策が重要視されたことにより、その先にある「地域における絆や支える基盤が弱くなること」へのアプローチが不十分であったのです。

この政策は成功し、人口流出に歯止めをかけることができ、一時3万人を下回った人口は、平成に入るまでに3万5千人まで回復しました。

しかし、市民の為に頑張ってきた行政、そして高萩市の輝ける未来の為に頑張っていた市民の皆さんの陰で、どんどん地域コミュニティは衰退していったのです。

この問題は大型企業や大型商業施設などの撤退や、市報の新聞折込み化により一気に現れます。

§ 3 高萩市地域コミュニティ活性化委員会設置要項

(設置)

第1条 高萩市地域コミュニティ再生検討プロジェクトチーム報告書の提言に基づくコミュニティ「協働のまちづくりの指針」を策定するに当たり、策定内容について協議及び検討を行うため、高萩市地域コミュニティ活性化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) コミュニティ「協働のまちづくりの指針」の内容に係る協議及び検討を行うこと。
- (2) その他目的達成のために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、コミュニティ「協働のまちづくりの指針」の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求める事ができる。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月1日から施行する。

§ 4 高萩市協働のまちづくり指針策定までの経過

| 実施時期 | 実施概要 | 内容 |
|----------------------|---|---------------------------|
| 平成 26 年 9 月 | 地域コミュニティ活性化委員会設置要項の検討、地域コミュニティ活性化委員会構成団体の検討 | |
| 平成 26 年 10 月 | 地域コミュニティ活性化委員会構成団体決定、代表者へ推薦依頼 | |
| 平成 26 年 11 月 | 地域コミュニティ活性化委員会設置要項の制定 | |
| 平成 27 年 1 月 | 地域コミュニティ活性化委員会委員決定 | |
| 平成 27 年 2 月 2 日 | 第 1 回地域コミュニティ活性化委員会会議 | 協働についての説明 |
| 平成 27 年 3 月 27 日 | 第 2 回地域コミュニティ活性化委員会会議 | 常会の活性化と協働の関連性についての説明 |
| 平成 27 年 4 月 27 日 | 第 3 回地域コミュニティ活性化委員会会議 | 地域の課題についてワークショップ |
| 平成 27 年 6 月 29 日 | 会長より市長へ中間報告 | ここまでの経過とコミュニティ活性化に対する意見交換 |
| 平成 27 年 8 月 17 日 | 第 4 回地域コミュニティ活性化委員会会議 | 指針案検討 |
| 平成 27 年 9 月 25 日 | 第 5 回地域コミュニティ活性化委員会会議 | 指針案検討 |
| 平成 27 年 10 月 15 日 | 高萩市協働のまちづくり指針案確定、会長より市長へ提言 | |
| 平成 27 年 12 月 21 日 | 高萩市協働のまちづくり指針案パブリックコメントの実施 | 平成 28 年 1 月 20 日まで |

§ 5 高萩市地域コミュニティ活性化委員会名簿

| 氏名 | 団体等 |
|----------------------|------|
| 会長 | |
| 川上 徹 KWAKAMI Toru | 多珂の会 |

| 氏名 | 団体等 |
|---------------------------|--------------|
| 副会長 | |
| 菊地 啓正 KIKUCHI Hiromasa | 高萩市青少年相談員協議会 |

| 市民委員 | |
|---------------------------|------------------------|
| 高萩 ひろみ TAKAHAGI Hiromi | 高萩地区交通安全母の会 連合会高萩支部 |
| 大足 光司 OASHI Koji | 高萩市 PTA 連絡協議会 |
| 木原 良子 KIHARA Ryoko | 高萩市更生保護女性会 |
| 伊藤 新一 ITO Shinichi | 高萩市青年団体連絡協議会 |
| 三國 省治 MIKUNI Shoji | 高萩市民生委員児童委員協議会 |
| 小森 勇一 KOMORI Yuichi | 高萩市高齢者クラブ連合会 |

| 市民委員 | |
|------------------------------|-----------------------|
| 下山田 幸男 SHIMOYAMADA Yukio | 秋山下防犯防災自警団 |
| 岩間 輝亘 IWAMA Terunobu | 東本町肥前町自主防災会 |
| 鈴木 利正 SUZUKI Toshimasa | 有明町自主防災会 |
| 藤田 哲夫 FUJITA Tetsuo | 高萩市社会福祉協議会 |
| 三好 敏春 MIYOSHI Toshiharu | 向洋台団地自治会 |
| 関口 義一 SEKIGUCHI Yoshikazu | グリーントウンてつな 住宅団地自治会 |

| 専門委員 | |
|---------------------------|----------------------|
| 長谷川 幸介 HASEGAWA Kosuke | 茨城大学社会連携センター 専任教員 |
| 外岡 仁 TONOOKA Masashi | CIS 研究所 |

巻末言

なぜ協働をするのでしょうか。

いろいろ地域に関して問題が出ていますが、多くの市民の方たちが人知れず頑張り続けているからこそ、高萩市は崩壊しないでいられるのです。

行政も行政で「市民の幸せを創る会社」の自負のもと走り続けてきました。

高萩市内の幸せをリードするために、行政や市民をはじめ、色々な方が縁の下の力持ちとして、それぞれがいろいろな役目を負い、支え続けていたのです。

「市民協働」をすることによって、それぞれの想いや力が一つになり、今まで考えられなかったほどの幸せが手に入るのです。

そうすることが出来れば、これから更に変化していくこの日本において、高萩は輝ける将来に永久の存在を確立するでしょう。

